

# 寛容の民法論とは何か

京都府立医科大学 寛容の民法論研究会

2024年7月5日～6日

京都府立医科大学 小賀野晶一

# はじめに

## 寛容の民法論研究会

第1回 京都(2023年8月11日)

--- 京都府立医科大学における立上げ

第2回 高岡(2024年7月5日～6日)

--- 寛容の民法論の諸相



# 背景

近代民法による合理原則の浸透  
(近代法原則とその修正)

自由の暴走と社会課題の出現

悪しき競争、社会的孤立、徒な苦情、評価のための評価、貧困など生活格差、自殺(自死)、虐待、種々のハラスメント、労災:精神障害・過労、あおり運転

---

実体法 --- 権利と義務 例、救護義務など  
訴訟法 --- 立証責任など



# 民法規範の現状

生活に関する人と人の関係  
→ 物権関係を基礎にした債権関係

- ①契約 --- ある法的効果の発生を目的とするAとBの意思の合致(合意)があった場合  
(私的自治、意思の合致とは)
- ②不法行為 --- Aが故意又は過失によってBの権利・利益を侵害し損害を与えた場合  
(例外は、緊急避難など、違法性阻却事由)
- ③事務管理 --- 義務なく他人の事務を管理する  
(本人の意思及び利益に反しないこと)
- ④不当利得 --- 一方の利得と他方の損失を調整

# 民法規範の現状

## 事務管理と不法行為

義務なく他人の事務を処理すると、原則として**他人の生活への干渉**として、不法行為が成立する。

一方、事務管理は、他人の生活への関与を一定の要件のもとに合法とし、一定の効果を認める。

相互扶助・社会連帯 ⇔ 他人の事務への関与



# 民法規範の現状

## 緊急事務管理とは

管理者が、本人の身体、名誉又は財産に対する急迫の危害を免れさせるために事務管理をした場合をいう。この場合、**悪意又は重大な過失がなければ、これによって生じた損害を賠償する責任を負わない**(698条参照)。

**朱筆部分** 管理者が立証責任を負う。



# 新しい権利論

民法の展開 --- 民法大宇宙の形成 → 民法の本質と体系

物権制度を基礎にして、社会生活の営みが契約を介して繋がっている

(民法曼荼羅)

I 商品の移動 生産者 → 小売(商店)等 → 消費者

II サービスの提供 (医療、社会福祉、労働、金融、---)  
(人流、物流、リサイクル、廃棄物)

↑↓

医療・社会福祉法 環境法 労働法 消費者法 金融法

民事法 行政法 刑事法

憲法 条約



# 新しい権利論

寛容の民法論

--- 合理原則から人間尊厳原則へ

民法における寛容とは何か

(法の正義に照らして「優しく、厳しく」)



# 新しい権利論

実用法学としての民法の使命 \* 実用法学の定義

個別の問題に個別に対応する

↔ 「最大多数の最大幸福」  
(ベンサムの表現を借用)

多くの人々が幸福になることを保障すること

- (1) 幸福とは、人々の多様な価値観のもとに  
多様に表現されるもの
- (2) 幸福の条件 日常生活の持続性

(日常生活は、社会生活を含む)



# 新しい権利論

環境基本法に基づく第6次環境基本計画  
(2024年5月21日閣議決定)

環境政策がめざすべきもの

- Well-Being
- = 高い生活の質



# 新しい権利論

## 高齢社会における新しい私的自治

生活の3方面

事故 → 寄与度に基づく責任

日常生活の確保

→ 公私協働による意思決定支援

地球環境問題 → 環境民法論



# 新しい権利論

問題解決アプローチ

(私たちの生活に関する社会課題を解決)

事故法アプローチ

身上監護アプローチ

環境法アプローチ(環境民法論)



# 新しい権利論

私権から生活権へ

生活権とは、生活の持続可能性を保障

私法・公法2元の体制から公私協働へ

環境民法論

人間中心主義(=私権)から地球環境主義へ



# 新しい権利論

近代民法から現代民法へ

民法の展開 → 民法大宇宙

【近代民法】 → (民法現代化) → 【現代民法】

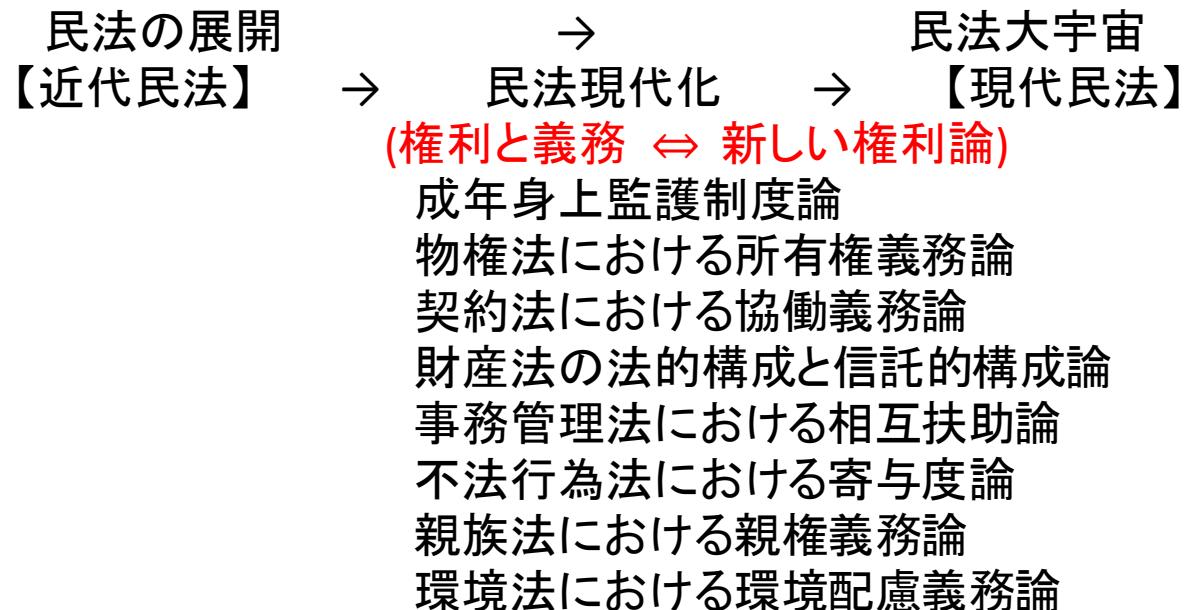
合理原則 → 人間尊厳原則

寛容の民法論・環境民法論



# 新しい権利論

民法大宇宙における規範定立---私的規範の濃密化の諸相



注 拙稿「寛容の民法論 --- 近代民法から現代民法へ」法学新報130巻5・6号33頁  
(2023)



# 寛容の民法論の広がり

行政・政策	社会課題	展望
医療	医療と諸課題	医療と法
社会福祉	社会福祉の諸課題	社会福祉と法
労働	労災	労働と法
金融	高齢社会の金融	金融リテラシー
消費生活	消費者被害	消費者と法
教育・文化	いじめ、不登校	学校と法
科学・技術	人間と人工知能(AI)の関係という問題	
スポーツ	スポーツの多面性	スポーツと法
環境	地球環境問題	環境と法
法務	合理原則の浸透という問題	



# 寛容の民法論研究会の目的

研究同志 --- 共通の目的を明らかにし、目的に向  
かって自由に討論する者

民法大宇宙 --- 考え方の視点を広く求めると、結  
論は落ち着くべきところに落ち着き易い  
(情報社会における議論の仕方)

日本文化の発信 --- 京都から、高岡から、---  
(和魂洋才の新しい視点)

